

津島市スポーツ協会全国大会等出場者奨励金支給要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、アマチュアスポーツ競技の全国大会等に選手として出場する者を奨励するため、全国大会等出場者奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、「全国大会等」とは、次に掲げる大会をいう。

- (1) 国民体育大会
- (2) 全国青年体育大会
- (3) 日本選手権大会
- (4) 全国実業団選手権大会
- (5) 財団法人日本スポーツ協会加盟団体が開催する全国大会
- (6) 国際競技大会
- (7) 教育関係機関が開催する全国大会以上の規模の大会で津島市スポーツ協会（以下「協会」という。）が認めたもの
- (8) その他協会が特に必要と認める全国大会以上の規模の大会

(奨励金の支給)

第3条 次に掲げる選手又は団体で全国大会等に出場する資格を得た者に対して奨励金を支給する。

- (1) 協会加盟団体に所属する者
- (2) 協会加盟団体に所属する者によって構成される団体（団体種目）

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を支給しない。

- (1) 予選又は記録会若しくは選考会を経ずに出場する場合
- (2) 協会加盟種目以外の場合

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 個人 5, 000円
- (2) 団体 20, 000円

(支給の申請)

第6条 奨励金の支給を受けようとする者は、当該競技団体の常任理事に申し出るものとする。全国大会等出場者奨励金支給申請書（様式1）は大会の開催される日までに当該常任理事が提出するものとする。ただし、手続きの都合等により事後に提出する場合は、開催日以降速やかに提出するものとする。この場合の提出期限は、大会が開催される日の属する年度内とする。

(支給の決定)

第7条 会長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、この要綱に適合すると認めたときは、奨励金を支給するものとする。

(返 還)

第8条 奨励金の支給を受けた者が出場資格を取消されたとき又は不正な申請を行った場合は、既に支給した奨励金を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に規定されていない必要な事項は、会長が常任理事会の承認を得て定める。

2 この要綱は、常任理事会において出席者の過半数の同意をもって変更することができる。

附 則

本要綱は、昭和55年8月7日より施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。